

農業用ため池管理者賠償責任保険加入促進事業実施要領

第1 事業の目的

農業用ため池管理者賠償責任保険（以下「ため池保険」という）新規及び継続加入を行うため池管理者を支援し、加入促進を図る。

第2 事業対象者

ため池保険に新規加入及び継続加入を行うため池管理者とする。ただし、以下に掲げる事項を要件とする。

- ・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第4条及び附則第2条に基づく、ため池届が提出された農業用ため池の管理者であること。
- ・市内に受益がある農業用ため池の管理者であること。
- ・ため池保険に再加入を行うため池の管理者ではないこと。

第3 事業内容

ため池保険の新規及び継続加入にかかる保険料を補助する。

第4 事業実施主体

事業実施主体は兵庫六甲農業協同組合とし、別記1に掲げる事業スキームのとおり実施する。

第5 補助率

補助率は、次のとおりとする。

【新規】当初保険料（兵庫六甲農業協同組合が徴収する事務費を除く）から次年度還付予定額相当（300円）を相殺した額の100%を上限

【継続】当初保険料（兵庫六甲農業協同組合が徴収する事務費を除く）から還付金を相殺した額の40%を上限

※同一農業用ため池の場合、新規加入に対する補助は1度限り、継続加入に対する補助は2度を上限とする。

第6 手続き

事業実施主体は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱に準じ、補助金交付申請等の手続きを行うこととする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、適宜経済観光局局长（農政担当）が別に定めることとする。

附則 この要領は、令和3年12月22日より施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日より施行する。

(別記1) 農業用ため池管理者賠償責任保険加入促進事業 事業スキーム

